

一般社団法人日本デフボウリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	法人設立したばかりですが、次のように2026年度に完成させたいと考える。 中期計画は理事改選時（2年に1回）単年の事業計画と同時に中期の事業計画を策定し、理事会で承認を得て協会ホームページに公表する。（2024年度から対象とします） 長期計画は理事改選時（4年に1回）長期事業計画を策定し、2理事会で承認を得て協会ホームページに公表する（2024年度から対象とします）	
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	法人設立に伴い、必要な専門性を備えた人材の確保に努めていく。 育成計画は、2021年度末まで、策定し、2022年の5月の理事会で承認を得て協会ホームページに公表する。	
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当協会の自己財源は、会費と主催大会の参加費だけでなく厳しい運営となっている。今後、企業から協賛金は自主財源の確保できるように検討していきます。財務の健全性確保に関する計画を2021年度末までに策定し2022年の5月の理事会で承認を得て協会ホームページに公表する予定である。	
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事及び女性理事の目標割合については、設立したばかりなので、設定していない。次期(2024－2025年度)改選時には、目標割合を設定するとともに、外部理事及び女性理事の割合を高めるように検討していく。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	今の時点、評議員の設置は考えていません。	
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	選手と理事は経験が浅くて、アスリート委員会の内容を把握しながら発足していきたい。アスリート委員会を設置していないが、2021年度末まで完成するように進みます。	
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在の理事は5名で構成している 日本代表者経験者、本業での職種など様々な経験者で構成している。理事会の規模は適正で実効性を確保しているが、女性理事設置するように検討している。	証票書類1,2 定款、役員名簿
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員の定年年齢は、75歳とする。ただし、業務運営上支障のない範囲で、本協会の理事会で承認された者は、定年制の適用を除外する。 定年年齢制限をあげた理由、選手が30歳から60歳代がメインとなっているため、重視するためのもの。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	2025年度末に役員改選に向け、規定を改善できるように検討していきます。 また、2025年度末までに、理事が原則として10年を超えて在任することをがないよう再任回数の上限を設けるようにしていきます。	
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	団体規模や活動内容において、独立した諮問委員会は設置しておりませんが、理事会とは独立した社員総会にて理事を選任しております。今後団体規模などを踏まえて役員候補者選考委員会の設置を検討します。	
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	定款において、会長や理事が法令を遵守すべき旨の定めを置き、懲罰規程において、役職員が法令に違反することを禁止している。その他、協会及び職員が法令を遵守するための規程はないが、2023年度末に向けて完成を目指す。	証票書類No.1,3 定款、懲罰規程
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、組織運営に必要な規定を整備している。 各種規定は一から作成することになっているため、2023年度末に向けて完成を目指す。 ※過去4年間、前担当が作成していただけなかったり検討委員会開催してなかったため。	証票書類No.1,3 定款、旅費支給基準
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規定は一から作成することになっているため、2025年度末に向けて完成を目指す。 ※過去4年間、前担当が作成していただけなかったり検討委員会開催してなかったため。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役職員の報酬は、現状では無報酬であるとともに今後もしばらくはボランティアとして活動し、無報酬のままである。旅費については旅費規程を整備している。	証票書類No.3 旅費支給基準
15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	会費等に関する規程を策定し、これをHPにて公表している。その他の法人の財産に関する規程は一から作成することになっているため、2025年度末に向けて完成を目指す。	証票書類No.8 一般社団法人日本ろう者ボウリング協会の会費等に関する規程 https://media.toriaez.jp/y3214/5.pdf
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政的基盤を整えるための規程は一から作成することになっているため、2023年度末に向けて完成を目指す。	
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程 その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	ナショナルチーム選考基準はあるが、2017年度にて選考会を実施し、2020年デフリンピックに向けた選考基準規定である。HPで開示している。 次期デフリンピックに向け、日本代表選考規定を新設し、2025年度末までにHP掲載する。 また、選手の権利保護に関する規程については、2025年度末に向けて完成を目指す	証票書類No.5 デフナショナルチームメンバー – 選考基準規定 – https://media.toriaez.jp/y3214/126.pdf
18	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員を選考する立場がないことから、適用対象外。	
19	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	必要に応じて弥生会計のサービスにて税理士に相談できている。弁護士については資金の都合上契約できていないが、今後検討していく。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	2025年度末まで、コンプライアンス委員会を設置する。	
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員構成メンバーは2026年度末を目指す。 ただし、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者については資金の都合上契約できていないが、今後検討していく。	
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	NF役職員向けのコンプライアンス教育を積極的に実施する。また、少なくとも年に1回以上は研修会に行かせるようにする。ただし、理事は仕事上、土日の研修会しかなく困難であり、また、手話通訳設置が限られているので、交替制参加できるように、年1回以上の実施ができるように検討していく。	
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を少なくとも年1回以上実施する。ただし、研修会参加できるのは仕事上、土日しかなく、手話通訳設置が限られているので、年1回以上の参加ができる方法を検討していく。	
24	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会には審判員の組織がないため、この項目については該当しない。	
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	弥生会計を通じて、税理士に相談できる。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	審査基準（1） 2022年度末に向けて必要な規定を整備し適切な業務リサイクルを確立していく。 審査基準（2） ボウリング競技知識を深めていただき、法人設立ご活動業務が長いことから監事選任し、設置している。 審査基準（3） 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	証票書類No.2、6、7 ・(前)日本ろう者ボウリング連合 ・2020年度_内部監査報告書 ・役員名簿
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫等による補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。	JPC事務手引き
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	決算報告書はHP上で開示しております。 https://media.toriaez.jp/y3214/576.pdf	決算報告書
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	ナショナルチーム選考基準はあるが、2017年度にて選考会を実施し、2020年デフリンピックに向けた選考基準規定である。HPで開示している。 次期デフリンピックに向け、日本代表選考規定を新設し、2025年度末までにHP掲載する。	証票書類No.5 デフナショナルチームメンバー – 選考基準規定 – https://media.toriaez.jp/y3214/126.pdf
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコード（自己説明）の公表を初めて公表している。 https://media.toriaez.jp/y3214/693.pdf	ガバナンスコード（自己説明）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理しているが、規定は未作成のため、2025年度までに完成したい。	
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反取引に関する規程は2025年度までに完成する。	
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	協会内部に行っているが、通報制度設置について、2026年度までに完成していく。 シンプルから作成から始まり、少しずつ改善しながら掲載できるようにします。	
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度の運用体制について2025年度完成を目指す。 ただし、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者については資金の都合上契約できていないが、今後検討していく。	
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲罰規程にて整備し、禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続（処分対象者の弁明の機会の付与を含む）を定め、これをHP上で公表している。 処分結果を書面で通知する旨を定めていないことから、2025年度末を目途に懲罰規程に盛り込む予定である。	証票書類No.4 ・懲罰規定 https://media.toriaez.jp/y3214/1.pdf
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	懲罰規程第6条にて、下記の通り定めており、学識経験者を含む懲戒委員会にて審査を行うことから中立性及び専門性を有している。 理事長は、疑われる事案について本協会で処分が必要と認める場合には懲戒委員会を設置する。 2 懲戒委員会の委員は本協会の役員又は学識経験者で構成し、3名以上とする。 3 懲戒委員会は、理事長から当該事案の調査結果の報告を受け、別表に定める処分の基準を踏まえて審議の上、処分案を理事長に答申するものとする。 4 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。	証票書類No.4 ・懲罰規定 https://media.toriaez.jp/y3214/1.pdf
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	懲罰規程第8条において、懲罰において公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できる旨を定めている。代表選手の選考を含むその他の協会の決定に対する自動応諾条項について、前向きに情報収集していきます。	証票書類No.4 ・懲罰規定 https://media.toriaez.jp/y3214/1.pdf

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	懲罰規程第8条において、懲罰において公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できる旨を定めており、これを協会のHPで公表して周知している。	証票書類No.4 ・懲罰規定 https://media.toriaez.jp/y3214/1.pdf
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	新型コロナウイルスの拡大に対しては、「新型コロナウイルス感染症予防策ガイドライン（強化合宿対応）」を定めているが、その他の有事のための危機管理体制を事前に構築できるように、検討していきます。 危機管理マニュアルは、一から作成することになっているため、2023年度末に向けて完成を目指す。	「新型コロナウイルス感染症予防策ガイドライン（強化合宿対応）」 https://media.toriaez.jp/y3214/2.pdf
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	当協会では不祥事が起きていない為、この項目については該当しない。	
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	当協会では不祥事が起きていない為、この項目については該当しない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当協会では地方組織が存在しない為、この項目について該当しない。	
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当協会では地方組織が存在しない為、この項目について該当しない。	